企業会計基準委員会御中

質問１　回答者の属性
その他
回答者：風間真二郎（当意見は提出者個人の見解であり所属する団体等とは関係ありません。）

質問２　有用な情報を提供しているか
「ストック・オプション等に関する会計基準」
「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」
会計基準　第 52 項
「十分な信頼性をもって、ストック・オプションの失効数を見積ることができない場合には、見積りを行うべきではない」という基準が軽視されていると感じます。厳格な運用がなされるよう監査法人等に情報提供して頂きたいと思います。
会計基準　第 6 項、第 7 項で、「失効の見込みについてはストック・オプション数に反映させるため、公正な評価単価の算定上は考慮しない」とあるにも関わらず、事実上、失効の見込みを単価に織り込んで会計処理している事例があると思われます。そのため「見積方法を注記する」ことも蔑ろにされ、正しい処理がされているか判断する情報も不足しています。
具体的には、業績条件をモンテカルロシミュレーションで単価を下げることに使用しているが、見積方法の注記が不十分で、判断できないというようなことです。会計基準第 51 項は株価条件を見積ることは認めていますが、株価はランダムに動くと一般的に解釈され、離散時間型モデルが利用可能との判断だと解釈します。ところが、株価以外の（利益や売上高を基準とした）業績条件では、前期と今期、あるいは、今期と来期の相関が強く、シミュレーションには適さないと思われるにも関わらず、モンテカルロシミュレーションを使用する事例があると思われます。利益や売上高を基準とした業績条件を合理的に見積もる方法があるのかもしれませんが、上記の様に見積方法の注記が不十分で、合理的な見積方法か判断できません。
結果として、同じようなストック・オプションを発行している企業で費用を正しく計上している企業と、過小にしか計上していない企業が混在することとなり、「財務諸表利用者」に誤った判断をさせる恐れがあります。

質問３　解釈上の問題
「ストック・オプション等に関する会計基準」

「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」
既に第 344 回企業会計基準委員会等で何度も取り上げられていますが有償で発行される新株予約権（いわゆる有償ストック・オプション）の会計処理等は、上記「会計基準」、「適用指針」では解釈上の問題が生じていると思われます。
また、昨今の税制改正等で発行が急増している「譲渡制限付株式」や今後増加が見込まれる後発行型の株式報酬（いわゆるユニット型株式報酬）の会計処理も上記「会計基準」、「適用指針」では、対応できてないと思われます。
いわゆる有償ストック・オプションでは、議論が始まってから長期間（改正）会計基準が実施されないことから、「有償ストック・オプション」の駆け込み需要が起きていると思われる事例も散見されます（一部の委員の方が心配されていたことです）。

質問 4　予想外のコスト
「ストック・オプション等に関する会計基準」
「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」
「財務諸表作成者」に実務上のコストが生じていると思われる事例があります。
例えば、適用指針　第 20 項、第 58 項
段階的に権利行使が可能となるストック・オプション

最終的には「財務諸表作成者」が、権利行使期間のみが例えば 1 年づつ５段階にずれたストック・オプションの会計処理をする際、原則通り５つの単価を算出した上で、別個のストック・オプションとして会計処理しました。
当初、「付与された単位でまとめて会計処理を行うことも妨げない」ことから、５つのうちの中間（短い方から 3 番目）の単価で全体を代替しても、原則的方法と金額において大差がないことを確認した上で、中間の単価による代替方法を監査法人に相談しましたが、監査法人は認めませんでした（単価は５つ算出した上で、期間配分をまとめて会計処理することしか認めない）。
「財務諸表作成者」としては５つの単価を算出することが過度な負担と感じます。
この事例は事実を参考にしておりますが、わかりやすくするため、多少のアレンジを加えています。

「適用指針」の解釈は監査法人が正しいのかもしれませんが、権利行使期間のみ 1 年づつずれたストック・オプションの単価は中間の単価で処理した場合でも、全体の単価で処理した場合と大差ないことから、「適用指針」で中間の単価で処理することを妨げない旨、明記できないでしょうか。

質問5　その他

「ストック・オプション等に関する会計基準」

「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」

委員や事務局の皆様にはお忙しい中、対応して頂き、敬意を表し、非難するつもりはありませんが、質問4回答のように些細なことで厳格に対応され「財務諸表作成者」に過度な負担が生じている一方、「有償ストック・オプション」の会計処理のように大きな抜け穴あるという事実を認識して頂きたいと思います。（非難しているように感じられてしまったら申し訳ありません。）

以　上